

無料です

お金のトラブルなんでも相談

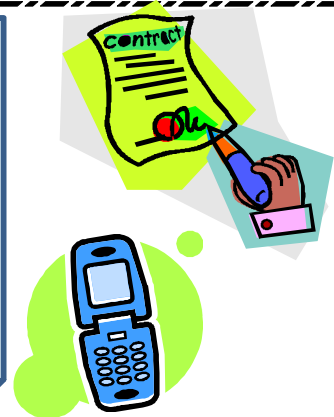
借金問題、相続問題から悪徳商法まで、
どうぞお気軽にご相談ください。

相談員は消費者問題の専門家で、山形県内在住の消費生活アドバイザー
が応じます。個人情報や秘密は厳守いたしますので、ご安心ください

【家族でこんな困りことはありませんか？】

- 夫に多額の借金があり、返済が滞りがちなので、債務を整理したい。
- 知人にお金を貸したが、全然返してもらえない。
- 死亡した親の相続問題でもめている。
- 認知症の父親名義の定期預金を解約したいが、本人確認できない理由で金融機関から拒否された。
- 年金暮らしの祖母が、訪問販売で買った高額なふとんを解約したい。
- 大学生の次女が始めた化粧品と健康食品のネットワークビジネスをやめさせたい。
- 高校生の子の携帯通話料が高額なので困っている。
- その他、さまざまな契約取引やお金に関する問題・・・

- 日時 : 7月30日(日) 午前9時30分~午後2時30分
- 会場 : 新庄市民プラザ 3階 第5研修室
新庄市大手町1-60(電話:0233-22-4200)
- 相談にはクレジット申込書、金銭貸借契約書などの関係書類を持ちください。
- 予約不要。受付順です。
- 駐車場あります。



お問い合わせは、各市町村の消費者行政担当窓口
または 下記までお願いいたします。

【主催】

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会東北支部 山形分科会
担当 佐々木 TEL 090-7066-0187

□本 部 東京都渋谷区渋谷1-17-14 全国婦人会館2F

□東北支部 仙台市青葉区一番町4-1-3
仙台市民活動サポートセンター



【消費生活アドバイザーとは・・・】

消費生活アドバイザーは昭和55年に創設された、経済産業大臣及び内閣総理大臣認定事業の資格制度です。企業や行政、団体等の消費者相談窓口で、消費者問題の相談や賢い消費者を育成する活動など、多くの人材が幅広く活躍しています。